京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月２日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第　２７　号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「第１９条第２項各号」を「第２０条第２項各号」に改め、同条を第２２条とする。

第２０条を第２１条とし、第１６条から第１９条までを１条ずつ繰り下げる。

第１５条第３項本文中「第１０条第３項各号」を「第１１条第３項各号」に改め、同条を第１６条とする。

第１４条を第１５条とする。

第１３条第１項中「、市税事務所支所担当課長」を削り、同条第２項本文中「、市税事務所支所」を削り、同条第４項第６号中「第４条第３項第４号」を「第５条第３項第４号」に改め、同条を第１４条とする。

第１２条を第１３条とし、第８条から第１１条までを１条ずつ繰り下げる。

第７条の前の見出しを削り、同条を第８条とし、同条の前に見出しとして「(保健福祉局福祉のまちづくり推進室に属する職員に係る兼職及び事務)」を付する。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とする。

第４条第１項の表文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画課長、同室戸籍・住基業務改革監察課長及び同室戸籍・住基事務課長の項中「、市税事務所支所担当課長」を削り、同条を第５条とする。

第３条第１項中「市民税室、法人諸税室及び」を削り、同条第２項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「軽自動車税に係る徴収金（軽自動車税に係る過料を含む。）の徴収に関する」に改め、同項各号を削り、同条を第４条とする。

第２条第２項第１号を削り、同項第２号中「個人の市民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税」を「市税」に改め、同号を同項第１号とし、同項中第３号及び第４号を削り、第５号を第２号とし、第６号を第３号とし、第７号を第４号とし、同条を第３条とする。

第１条第１項中「市税事務所法人諸税室（以下「」、「」という。)」、「市税事務所市民税

室（以下「」及び「及び市税事務所支所」を削り、同条を第２条とし、同条の前に次の１条を加える。

（市民税室に属する職員に係る兼職及び事務）

第１条　市税事務所市民税室（以下「市民税室」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市税事務所法人諸税室（以下「法人諸税室」という。）及び市税事務所支所の職員に兼職されたものとみなす。

２　前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

⑴　固定資産税（償却資産に係るものに限る。）に係る閲覧に関すること。

⑵　軽自動車税に係る地方税法第２０条の１０の規定に基づき交付する納税証明書（京都市市税条例第８１条の２の規定に基づき交付する納税等証明書を除く。）の交付に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（関係規則の一部改正）

２　京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号列記以外の部分中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に、「第４条第１項」を「第５条第１項」に改め、同条第２項中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に、「第２０条第１項」を「第２１条第１項」に、「第１３条第４項」を「第１４条第４項」に、「第２０条第２項第１号」を「第２１条第２項第１号」に改める。

第４条第１項各号列記以外の部分中「第４条第３項」を「第５条第３項」に改める。

第５条各号列記以外の部分中「第１３条第４項」を「第１４条第４項」に改める。

（行財政局人事部人事課）